

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

環 境 経 済 委 員 会 記 録

日	令和8年6月12日（金）（第2回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時55分～午後0時2分） 午後0時51分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	麻 生 紀 雄	岳 田 雄 亮	渡 邊 惟 大	安 喰 初 美
	蛭 田 浩 文	阿 部 智	段 木 和 彦	櫻 井 崇
	森 山 和 博	向 後 保 雄		
欠席委員	な し			
担当書記	伊 藤 祐 貴 勝 亜 理 沙			
説 明 員	財政局			
	課税管理課長	柳澤 雅子		
	保健福祉局			
	受動喫煙対策室長	太田 道子		
	市民局			
	市民局長	市倉 秀子	市民自治推進部長	齋木 久美子
	生活文化スポーツ 部長	江寺 毅	市民総務課長	山下 政嗣
	市民自治推進課長	飯高 健一	地域安全課長	菅野 祐一
	スポーツ振興課長	内山 拓之	総括主幹	茂住 文子
	環境局			
	環境局長	堺 逸樹	資源循環部長	武 大介
	環境総務課長	志保澤 剛	廃棄物対策課長	植草 文江
	総括主幹	長瀬 心香		
	経済農政局			
	経済農政局長	安部 浩成	農政部長（農業委 員会事務局長併 任）	鈴木 規宏
	経済企画課長	中臺 良知	農政課長	豊田 貴光
	総括主幹	有富 裕和		
審 査 案 件	議案第76号・令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管			
	議案第78号・千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について			
	議案第79号・千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する 条例の制定について			
	議案第80号・千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正について			
	議案第85号・工事委託契約について（千葉市LED防犯街灯照明機器更新等 包括業務委託）			
協 議 案 件	陳情第1号・千葉市における誰もが安心・安全に暮らせる街づくりに向けた、 たばこ税を活用した環境整備等に関する陳情			
	年間調査テーマの設定について 委員会視察について			
そ の 他	委員席の指定			

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

委 員 長 麻 生 紀 雄

午前10時0分開議

○委員長（麻生紀雄君） おはようございます。

ただいまから環境経済委員会を開きます。

委員席の指定

○委員長（麻生紀雄君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定したいと思いますので、御了承願います。

本日の審査を行います案件は、議案5件、陳情1件です。お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。また、案件審査終了後、年間調査テーマ、委員会視察についての協議も予定しております。

傍聴者の皆様に申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

議案第76号審査

○委員長（麻生紀雄君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第76号・令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管について議題といたします。

委員の皆様、サイドブックのしおり1番、市民局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 おはようございます。市民自治推進部長の齋木でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、市民局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

議案第76号、令和8年度一般会計補正予算のうち、所管について御説明させていただきます。

まず、千葉の親子三代夏祭りへの負担金についてでございます。

1の補正理由ですが、千葉開府900年イベントであります千葉の親子三代夏祭りに対しまして、お2人の市民の方から御寄附を頂いたため、親子三代夏祭りの主催者の千葉市を美しくする会への負担金として、補正予算を計上するものでございます。

2の事業概要ですが、千葉開府900年を記念しました新規イベント等の実施に600万円、新規イベント等の実施に伴う混雑の緩和や安全対策に係る警備費の拡充分として150万円を見込むものでございます。

千葉開府900年記念イベントにつきましては、（1）のア、イ、ウに記載のとおりで、千葉開府900年の歴史と伝統を彩るとともに、特別感を演出することを検討しております。具体的な内容につきましては、今後、千葉市を美しくする会と協議を行った上、決定することとしております。

次に、3の補正予算額ですが750万円で、財源は全額寄附金となります。

最後に、4のイベント概要につきましては記載のとおりであります。

説明は、以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（麻生紀雄君） これより質疑に入りますが、委員改選後、初めての案件審査となり

ますことから、委員の皆様に申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は、答弁を含め、おおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、御質疑等ありましたらお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でお願いいたします。

まず、千葉開府900年の節目に千葉の親子三代夏祭りを開催することを期待しております。楽しみにしております。

1つ目が、今回、主催者であります千葉市を美しくする会への負担金として支出することになりますが、この団体への監査など、資金の流れ、動きを担保することはどのように考えていらっしゃるのか、どのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目が、ありがたいことにそもそもふるさと納税で納税していただいている寄附金ですけれども、その手法について御説明いただきたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） 答弁願います。市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

まず1点目、資金の動きの透明性は担保されているのかについてでございます。

まず、団体自身による監査を毎年実施しており、その結果は団体の総会で承認されております。その上で、千葉市から団体に対し交付している補助金及び今回の負担金については、収支決算実績等の報告が必要となっております。さらに、市による財政援助団体監査の対象であるため、直近では令和2年度に監査が行われております。

2点目の質問でございます。ふるさと納税を使ってこのような寄附ができるのかということに対しまして、ふるさと納税では通常、寄附者から充当先の意向をお聞きしており、今回については、千葉開府900年記念事業に充てたいという御希望でございます。このたびはふるさと納税によって寄附されたものを寄附者の意向を尊重して、親子三代夏祭り事業に充当し、市から主催者である千葉市を美しくする会へ負担金として支出するものです。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 分かりました。せっかく寄附いただいたお金ですので、しっかり活用させていただくことと、節目の千葉の親子三代夏祭りですので、運営や無事故にもしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 御説明ありがとうございました。一問一答でお願いいたします。

この議案自体は、御寄附いただいた方からの御希望もあって、親子三代夏祭りということで900年記念イベントの実施、また警備の拡充に充てられるということで、議案自体は大変いいことだと思っております。

その中で、事業概要について、全体的なことは今森山委員からも聞いていただいたんですけれども、細かいところで事業概要についてお聞かせ願えればと思います。

初めに、寄附金で賄えるのは総事業費の何割ぐらいなのか、伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

親子三代夏祭りの事業費は約4,000万円であるため、寄附金の比率は2割弱でございます。
以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。

それと、次に事業概要に移らせていただいて、（１）の千葉開府900年記念イベントの中のア、イ、ウがございしますが、こちらにつきまして、千葉市を美しくする会と協議の上とございしますが、現時点で具体的な例があればお示しいただければと存じます。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

開会式での高校生による書道パフォーマンス、公募市民によるパレード、月星紋のオブジェ設置などを検討しております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、（２）の警備のほうになります。

警備の拡充の中で安全対策とありますけれども、具体的にはどのような対策があつて、どの部分を拡充するのか、お伺いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

新規イベント等の実施に伴う会場全体の混雑対策や、整備が完了した通町公園周辺の道路横断の安全対策等として警備員を拡充する予定ですが、詳細につきましては、警察や警備業務を受託した事業者と今後協議する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。本当にいつも大変人出が多いので、やはり事故とか事件に気をつけるためにすごくいいことだと思います。

次に、同じく安全対策なんですけれども、どのようなポイントがあるのか、お聞かせください。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

来場者の適切な動線確保により、将棋倒しを防ぐ雑踏対策、公道上でパレードやおみこしなどのプログラムを実施する際の来場者の安全確保などが安全対策のポイントであると考えております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。安全対策の詳細についても、大変よく分か

りました。

それでは、最後に警備費の位置づけ、また、こちらはどのような団体と連携して行われるのかというのをお聞かせください。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

警備費は、全体の事業を安全かつ適切に運営する上で必要な経費であり、全体事業費の約15%となっております。また、警察や交通安全協会、警備業務受託事業者等、関係機関と連携しながら、事故が起きないように必要な経費をかけて行う予定でございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。この親子三代祭りは、毎年楽しみにしているんですけども、特に今回は開府900年の記念イベントもありますので、さらに人手があると思います。今回も御答弁いただきましたように、事故等には本当に気をつけていただきまして、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括でお願いします。ほかの委員がいろいろ細かいことを聞いてくださったので、私のほうからは予算のことでお伺いしたいと思います。

この親子三代夏祭りを主催する千葉市を美しくする会への千葉市の当初予算というのはどのくらいになっているのでしょうか。

もう一つ、あと負担金なんですけれども、これはどういう団体から出ているのかというのを聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

千葉市の当初予算の負担金でございます。当初予算では、負担金の予算はございません。千葉市を美しくする会へ補助金として537万5,000円が予算措置をされております。

2点目につきまして、負担金はどのようなところが出しているかという御質問につきまして、負担金は今回の千葉市からの予算のみとなります。千葉市を美しくする会への主な収入は、市の補助金、町内自治会をはじめとした市民団体や市民の皆様からの募金、親子三代夏まつりへの協賛金等でございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 様々な団体などからお金が集まってお祭りが実施されているというのが確認できました。毎年このお祭りを市民が楽しみにしておりますけれども、開府900年という節目の年に行われるということで、その開府900年にふさわしく盛り上げていただくとともに、記憶に残るお祭りにしていただくということを希望しております。

それと同時に、お祭りを楽しみながらも、今までの千葉市の歴史などについても考えられる、そのようなイベントなども考えていただけたらと思います。

議案には賛成いたします。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかございますか。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） では、1問質問させていただきます。

まず、御寄附いただいて親子三代祭りに使うことができ、それはすごくありがたいことだと思います。ふるさと納税をしてくださった人に、例えば、返礼品とかがあったりすると思うんですけども、寄附していただいた方にお礼とか謝意というのはどのような形でお示するか、予定があれば伺えればと思います。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

今回の寄附につきましては、氏名等公表を御本人が望んでいないということから、非公表とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 返礼に対しても、寄附者のほうから辞退させてほしいという意向を確認しております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

では、謝意とかいうのはどういう形で、ありがたいとか、お礼というか、何かそういうありがたいという気持ちを口頭でお伝えする形ですか。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 お二人の方にお会いしておりまして、既に口頭での謝礼等はさせていただきます。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。お名前も公表されないというすごく控え目な方と分かりました。謝意を伝えていると聞いて、伝わっていて、ぜひ本当にありがたいという気持ちを引き続きお伝えしていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（麻生紀雄君） ほかございますか。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一括です。

端的にお伺いいたしますけれども、この寄附によってイベントが拡充し、親子三代夏祭りの質が向上するのかどうかということで、どのように向上するのかというイメージを教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進課長。

○市民自治推進課長 市民自治推進課でございます。

今回の寄附金を活用した新規イベント等の実施により、プログラムの充実が図られ、例年以上に市民参加が見込まれるとともに、千葉開府900年記念として市民の記憶に残る祭りとなることが期待されます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 寄附を頂くというのは本当にありがたいことなので、ぜひ記念に残るようにやっていただきたいと思います。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（麻生紀雄君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第76号・令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（麻生紀雄君） 賛成全員、よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第78号審査

○委員長（麻生紀雄君） 次に、議案第78号・千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 続いて、説明資料の3ページをお願いいたします。

議案第78号・千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正についてでございます。

まず、1の趣旨ですが、客引き行為等を行わせた事業者等に改善計画書の提出を義務づけまして、事業者の責任を明確にするとともに、その内容を基に具体的な措置を把握する規定を設けるものでございます。これによりまして、一向に改善が見られない事業者に対しましては、従来よりもさらに具体的かつ効果的な行政指導、行政処分を行うこととしております。

次に、2の背景ですが、事業者のうち、特に店舗運営法人に対しましては勧告を行いまして、これまでも直接の指導や立入り調査を実施してきたところでございます。ですが、事業者からは、既にできることはやっているなどと改善措置を図っている旨を口頭で述べるのみで、現地の状況は何ら改善されず、実態把握が困難な状況にありました。このことから、条例の一部改正を検討してきたところでございます。

4ページをお願いいたします。

3の主な内容についてです。

事業者に対しまして、勧告を行った上で必要に応じ、改善計画書の提出を求めるものであります。

（1）改善計画書のフローは記載のとおりで、（2）対象者の事業者とは、店舗運営法人と客引きを雇用している法人、受託者でございます。

（3）改善計画書の内容は記載のとおりで、（4）改善計画書を提出しない場合は、期限を定めまして改善計画書を提出すべき旨を命令し、それでもなお提出がされない場合には、過料を科し、公表を行うこととしております。

最後になります。4の施行期日ですが、令和9年1月1日としております。

説明は、以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一問一答をお願いします。

この客引き行為等の対象地域というのは、風営法の対象と重なっていますか。そこをやるということですね。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

客引き行為のエリアの中には、風営法で取り締まる区域も含まれてございます。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 過料というのは今も科しているわけですね。それで、過料の累計というか、4年あるわけですから、年間で大体どれくらいの件数があって、どれくらいの過料が入ってきているのかということを教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

4年間の累計となりますが、過料につきましては6件ございました。金額のほうは1件5万円となっておりますので、30万円となっております。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 何か予想していたよりもかなり少ないわけですね。

この指導、見回りというのはどのような形態でやっているんですか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 巡回につきましては2通りございまして、警察OBの指導員による指導と、あと民間委託している巡回がございまして。最初に、指導員による巡回ですが、こちらは9人体制で週5日間、9時から22時30分の間で巡回をしております。あと、民間の警備会社による巡回指導になりますが、こちらは4名体制で2人ずつの2班で、金曜日と土曜日の18時から22時に巡回をしております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 摘発というか取締りの中で、警察OBだとか警備会社とかで対象の方とトラブルになったりとか、そういったケースはありますか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

今のところ大きなトラブル等については確認してございません。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 事業者には指導しても、別会社として立場を変えてまた客引きをするようになるのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

改善計画書の提出等につきましては、店舗運営法と受託者の両方が対象となっております。仮に店舗名が変わった場合でも、運営法人が同一であれば指導等は継続して行いますが、運営法人が変わった場合につきましては、改めて新たな事業者として指導を行ってまいります。また、客引きを雇用している法人が別会社に立場を変えた場合についても改めて指導を行って

まいります。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 何かそういうのはたちごっこみたいな気もしますが、ただ実際に摘発された件数が非常に少ない中で、さらにこのように絞り込んで、厳しく規制をするというのは少しどうなのかと思うんですが、この条例が施行されることによって、それまでは結構あった客引きがこれの周知によって結構減ってきたという実情があると思うんです。

ですから、少し厳しいような気もしますが、これに対しては、私は賛成の立場です。
以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 少ないですけども、一問一答でお願いいたします。

まず、他の委員からもありました風営法や、また県には迷惑防止条例があると認識しております。

今回、千葉市の条例、客引き行為等防止条例で市がやれることというのはどのようなことになるのか、お示してください。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

市内の客引き等を規制する法令等には、風営法と千葉県迷惑防止条例、市条例の3つがございます。風営法は、風俗営業の許可取消しなど営業規制に加え、罰金や懲役などの刑事罰を伴う制度であります。

県迷惑防止条例も悪質な客引き行為等を刑事罰の対象としてございます。

一方で、市客引き防止条例は、町の良い環境の確保を目的としておりまして、指導や勧告、命令、過料を中心とした制度であり、営業停止や許可取消しなどの権限はございません。このため市条例による対応には限界がありまして、店舗営業そのものを規制するには、警察による取締りが不可欠でございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 風営法、迷惑防止条例、私たちの客引き防止条例の規制できるところが分かりました。ありがとうございます。だからこそしっかり連携しながら取り組まなければいけないと思います。

次に、この過料に至るまでの経緯なんですけれども、客引き行為及び計画書が未提出の場合、どういう確認行為があるのか、お示してください。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

まず、客引き行為への過料までの経緯ですが、客引きに関する違反行為を現認した場合には、市の指導員が行為者に対して勧告、命令を行い、さらに命令に従わない場合に5万円の過料、公表となります。

新たに規定する改善計画書に関する過料につきましては、客引きを雇用している法人や店舗を運営している法人に対しまして勧告を実施した上で、改善計画書の提出を求めます。未提出だった場合には、提出の命令を行い、さらに命令に従わない場合につきまして1万円の過料、

公表となります。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） その手続は分かりました。過料が1万円の場合と過料が5万円になる場合があると答弁されましたけれども、もう少しその辺を詳しくお聞かせください。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

まず最初に、客引き行為者、実際に客引きを行っている行為に対しましては、過料が5万円となっております。一方で1万円の過料のほうなんですけど、今回新たに制定します改善計画書、こちらのほうの提出が命令でも従わなかった場合に1万円という形になってございます。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 過料は分かりました。

先ほど来、風営法と迷惑防止条例、千葉市の客引き防止条例、そのパトロールの頻度なんですけれども、やはり連携して行うタイミングをつくらないと、市だけでやると、要は書類を提出してくださいというだけの効果しか得られませんので、風営法、迷惑防止条例、客引き防止条例を組み合わせたパトロールはこの条例を改正後どのようにお考えか、お示しいただけませんでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 連携した取組が非常に大事だということは認識しておりますので、今後、警察とも既に協議中なんですけれども、さらに協議を深めまして、効果的なパトロールをはじめ、対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） これまでも試験的に禁止区域で合同でパトロールをされていることは伺っておりますので、そういう実績を踏まえて、年間を通してどの時期にどのようなタイミングでなされるのがいいのかはよく協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 一問一答をお願いします。

今、条例の経緯についてはほかの委員に聞いていただきましたので、現場のことについていろいろ伺えればと思います。

確かに町を歩いていて客引きが大分減ってきたと思うんですけども、まだ曜日とかによっては結構呼び込まれるというような状況がありますので、現場のことで3つぐらいこれまでのことを伺って、今後のことについて1つ伺ってまいりたいと思います。

まず最初に、今の森山委員の御質問とかぶるところもあるんですけども、これまでどのような団体と連携して、また今後はどのように連携していくのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

これまで千葉県警、町内自治会、商業団体、幕張新都心にありますまちづくり協議会と連携してきたところでございます。引き続き、これらの団体とともにこれまで行ってきた合同パトロールや市民向けの周知啓発活動を強化していきたいと考えております。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。よく皆さんで回っているのをお見かけしたりいたしましたので、頑張っておるなといつも見ておりました。

それとあともう一つが、客引き行為等の防止対策としてこれまでいろいろなお店で見たんですけれども、ステッカーの交付があったと思うんですが、その概要についてお示しいただけますか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

客引き行為等の防止には、事業者が客引き行為等を行わないという意識を持って自主的に取り組み、町ぐるみで客引き行為等を起こさせないという機運の醸成が重要でありまして、その意思を表示できる仕組みとしまして客引きをしない、させない、利用しない宣言店という表示のありますステッカーを交付してございます。

現時点におきましては、富士見地区で92店舗、海浜幕張地区につきましては11店舗掲示していただいております。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

このステッカーの配付というのはまだこれからもずっと続けていかれるんでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

今後も引き続き、配付していきたいと考えてございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） このステッカー配付は結構効果があるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、指導員等による違反者に対する指導件数とその効果について伺えればと存じます。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

条例制定後、勧告、命令、過料、公表などの件数につきましては、合計で約1,400件となっております。中央区富士見地区におきましては、ピーク時に約60人ほどいた居酒屋に係る客引き行為が現在では30人程度にまで減少しており、条例施行による一定の効果が図れたものと考えてございます。

また、JR海浜幕張駅地区におきましては、千葉県警、地域団体、商業施設等との官民一体となった取組を進める中で、居酒屋等が入居するビルの管理会社の協力が得られたことにより、店舗の理解も得られ、先月末時点で客引き行為者は確認されていない状況となっております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 大変効果が出ていると感じました。

最後ですが、先ほど部長の御説明の中で、過料を科し、公表を行うが、必要な改善計画書を提出させることが目的で、過料を科すことや公表を行うことが目的ではないというお話がありましたけれども、実際どの程度行うのか、これを最後に伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

今回の条例改正により、具体的に改善措置の内容を把握し、効果的な行政指導の実施が可能となることから、条例施行後は引き続き行為の防止に向けてより一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。

○委員長（麻生紀雄君） ほかがございますか。向後委員。

○委員（向後保雄君） 一問一答です。

まず私は、住んでいるところが近いから、富士見町をよく通ります。いまだに客引きは非常に多いです。ですから、こういう条例改正で改善しているのか、していないのかというのをはつきりさせることはいいことだと思います。ただ、1月1日から施行ということなので、来年の、要はどれぐらいの店あるいは客引きの業者に対して、市としてはどれぐらいの業者を把握しているのかということがまず1点と、それから、そのほかに、例えば、1月1日から施行になって、いつまでに出せばいいのか。例えば、半年間なのか、1年なのか、そういう猶予期間はどれぐらいあるのかということ、その2点をまず教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

先ほど、処分の件数等が1,400件ということで答弁させていただいたんですが、お店の実数としましては、大体20店舗弱と認識してございます。

続きまして、いつまでに改善計画書を出すかというところにつきましては、おおむね2週間から1か月を予定してございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 承知しました。そうすると20店舗ぐらいが対象になるということであればそんなに時間はかからないと思うので、1か月もあれば提出されて、しない場合には過料等ということですから、それはしっかりと進めていただければと思います。

それから、そういった状況の中で依然としてなかなかそれが改善されないとか、そういった場合というのは、今現状も車がすごいんですよ。駐車禁止の車が両サイドにとめているから、例えば、タクシーとか。そういうのも通りづらくてしょうがないというような状況なので、まず1つには、こういった方たちは客引き自体が、結構客引きはいますよ。監視員が来たときはさっといなくなるんでしょうけれども、また出てきてやっているというような状態なので、私も通ると声をかけられるので非常に違反ではないかと思うんだけど、そのような中でお客

さん自体も、これ、とめとくから見とけよとか、そういう話も聞いたことがあります。

そういった状況の中で、客引きだけではなくて、客引きも駐車違反をしているのは多いと思いますけれども、お客も客引きを利用しながら、ちょっと見とけよみたいな、そういう状況も聞いているので、どのような取締りをすれば、市としてはなかなか駐車違反についてはできないと思うので、地域安全課と中央警察署との協議の中で進めていただきたいと思うんですけれども、その辺の見解について伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

違法駐車取締りににつきましては、道路交通法に基づき千葉県警が取締りを行うもので、本市としましては、県警と協力して引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 分かりました。強くそこは要望してもらって、排除してもらいたいのだけれども、それができないとすると、さっき委員からも言っていましたけれども、たちごっこ的な状況の中なので、もうこれは、例えば、タクシー以外は進入禁止だとか、時間帯によって、例えば、8時ぐらいから夜の何時までとか、その時間帯はこの通りは通行禁止とか、入れないようにするとか、そういう対応をしていかない限りは減らないのではないかと思います。その辺、見解を伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 以前、いわゆるナンパ通りと言われるところを千葉中央警察署が主体となって進入禁止ということで実証実験をした経緯がございます。その実証実験の結果をただいま整理しているところですので、それをもって今後こういった策が講じられるかを協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） ありがとうございます。ナンパ通りの実証実験の結果がまだ出ていないということなんでしょうけれども、市としてもしっかりとそういった市民の意見があるということをしつかりと伝えてもらって、時間を決めて進入禁止にするというのもありではないかと。そうしない限りなくならないですね。そういう思いがありますので、要望させていただきます。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括でお願いいたします。

皆さん様々聞いていただいたので、ＪＲ海浜幕張地区について、先月末の時点で客引き行為が確認されていないということを伺っているんですが、中央区富士見地区でも同じような取組をして客引きを減らすことはできないのかどうか、伺いたいです。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

ＪＲ海浜幕張地区において客引き行為が確認されなくなった理由としましては、居酒屋が入居するビルの管理会社の協力を得られたものが大きいものでございました。同様の取組を富士

見地区においても実施しているところがございますが、協力を得られない事業者があり、現在に至っている状況となっております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） そうしますと、この条例ができることで改善計画とかというのをまた出してもらって、少しは客引きが減ってくるということをやりたいということで、分かりました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 1問質問させていただきます。

まず、この条例については賛成しています。また、市の取組で、海浜幕張で客引きがなくなったり、富士見地区でも減ってはいるということで、そこは評価するところです。

今回、改善計画書提出について、提出がなされない場合は過料が科されるということなんですから、提出するまで過料がどんどん追加で課せられていくということになるんでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 過料につきましては、1回の命令につきまして1回となると考えてございます。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。ありがとうございます。

もし提出がされない場合というのは、また期間を置いて過料ということなんですかね。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

改善がされない場合につきましては、改めて勧告、命令等をしていくこととなります。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

例えば、過料というのをもし提出されない事業者が多い場合とかに、これを増やすようなことというのは可能性があるんでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 市民局長。

○市民局長 市民局でございます。

提出がされないということは改善がされていないということになっていきますので、今度はそちらのほうに移って勧告、命令で、今度は過料が5万円という形になってまいります。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。計画書が提出されない場合は、そちらの5万円のほうの過料ということで理解いたしました。

非で科せられる過料の限界というのはあるんでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

こちらのほうの規定につきましては、地方自治法で定められておりまして、行政罰として5万円の過料ができることとなっております。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） これは上限が5万円ということで理解いたしました。

では、以上です。ありがとうございます。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（麻生紀雄君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第78号・千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（麻生紀雄君） 賛成全員、よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔市民局説明員入替え〕

議案第79号審査

○委員長（麻生紀雄君） 次に、議案第79号・千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 生活文化スポーツ部長の江寺でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

市民局議案説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第79号・千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてでございます。

議案書では17ページから19ページとなります。

まず、1番の趣旨でございますが、ヒューリック株式会社が千葉県立幕張海浜公園Aブロックに整備し、完成後に千葉市へ条件付きの寄附を予定している新アリーナの管理運営に関しまして、公共施設等運営権を設定するため、実施方針に関する条例を制定するものでございます。

米印に記載がございますが、公共施設等運営権とは、公共施設等につきまして民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受することを可能とするものでございまして、これを設定するためには、法律において実施方針を条例により定めることとされております。

次に、2の経緯でございますが、昨年7月に事業者から新アリーナの事業計画案の申入れがあり、本市としましては、当該計画は妥当であると判断しましたことから、12月に基本協定を締結し、本年の第1回定例会にて負担付寄附の受納について承認いただいたところでございます。

なお、この寄附につきましては、ヒューリック株式会社に公共施設等運営権を設定することが条件の一つとなっております。

3の主な内容でございますが、1点目としまして、（1）民間事業者の選定手続であり、民

間事業者より提出されました業務計画等について、業務の適正かつ確実な実施、事業目的の効率的、効率的な達成、業務遂行能力の保持等の基準に適合するかを審査し、選定を行うこととするものです。

2点目が（2）の運営等の基準や業務範囲等であり、運営に当たり事業者が従うべき基準として、法令等の遵守、利用者への不当な差別的取扱いの禁止等を定めるほか、業務範囲は施設運営全般とし、利用料金については市と協議の上、定めることとするものです。

4の今後の予定でございますが、附属機関である千葉市PFI事業等審査委員会による調査審議を経まして、実施方針の策定、特定事業の選定、事業者の選定を行った後、令和9年第2回定例会において、公共施設等運営権の設定のための議案を提出する予定でございます。

最後に、5の施行期日ですが、公布の日としております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。段木委員。

○委員（段木和彦君） すみません、一括で2点ほど伺います。

1つが実施方針に関する条例を制定することによって、どのような効果が生まれるのか、伺います。

もう一点のほうは、今、今後の予定の中で御説明がありました、附属機関であります千葉市PFI事業等審査委員会の構成メンバーについて教えていただければと存じます。

2点でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 私からは、1点目についてお答えさせていただきます。

本条例の制定につきましては、PFI法の規定に基づき、公共施設等運営権を設定するために必要な手続の一つとなっております。条例制定により、本事業の実現に向けて進展が図られると考えております。今後も事業の着実な推進を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

PFI等審査委員会の構成メンバーについてでございますが、常任委員としてPFI、建築、法律、金融を専門分野としている有識者4人及び臨時委員として都市計画、観光計画、スポーツマネジメント、スポーツ施設を専門分野としている有識者4人で構成されております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 確認できました。ありがとうございます。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でお願いいたします。

これまで令和8年3月の負担付寄附の受納の議案を議会で可決したことから、その都度、このことに関しては注視していこうと会派として考えておりますことから、少し期待も含めながら確認ということで、まず新アリーナの公共施設等の運営権に関わる条例制定に関して、説明資料の中にある公共施設等運営、いわゆるコンセッションと言われるものと理解しておるんですけれども、このことのメリットをお示しいただきたいと思います。それが1点目です。

2つ目が、やはり今回はこの条例の制定で1個ずつ前へ進めてくださるんですけれども、やはり70年間の運営を担保することというのをその都度一つずつの工程ごとに確認させていただこうと思っておりますので、繰り返しになるかもしれませんがお示しいただきたいと思います。

2点お願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） 生活文化スポーツ部長。

○生活文化スポーツ部長 私からは1点目、コンセッション方式のメリットについてお答えさせていただきます。

コンセッション方式は、資料にもございますが、公共施設の所有権を自治体が持ったまま運営を事業者任せにする仕組みとなっておりまして、民間のノウハウを活用することで、サービスの質の向上ですとか事業の効率的な実施が期待できるものと考えております。

加えまして事業者は、利用料金収入等による独立採算制で施設運営を行い、修繕や設備更新についても事業者が負担するため、自治体、本市の財政負担を抑えられるというメリットがあると考えております。

今回の新アリーナ建設事業につきましては、建設後に施設を本市へ負担付寄附することと併せて、公共施設等運営権を付与するというような提案がございましたので、内容について精査したところ、施設整備費用、施設運用費用、修繕費用等を事業者が負担することですとか、相当程度の経済波及効果が見込めることなどから、事業として妥当性があると判断したところでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

70年間の長期事業をどのような形で担保するかという御質問でございますが、70年間という長期にわたる事業期間であることから、事業者選定に当たっては、外部の有識者で構成されるPFI事業等審査委員会において維持管理計画や収支計画のほか、長期的な需要予測の考え方の妥当性等について評価をいただく予定でございます。

また、事業期間中には定期的なモニタリングを実施するとともに、事業者の経営状況を継続的に確認し、要求水準を満たさない場合には、是正指導や是正勧告を講じることとしております。

さらに、基本協定に基づき事業者の責めに帰す事由により契約解除となる場合は、事業者と協議の上、新たな事業者の選定または本施設の解体、撤去を行い、いずれにおいても事業者が費用を負担することとしており、これらについては今後作成する契約書においても記載する予定でございます。

なお、大規模修繕等の費用も事業者の負担となりますが、確実な実施を担保するため、修繕のための費用をあらかじめ事業者から市に支払い、それを基金として積み立てる仕組みの導入を検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

新アリーナの建設整備に関しては、幕張新都心の町づくり等に関わる大きな方向性を決める

ものですので、民間とよく連携をするというのは非常に大事かと思います。今後の予定にもありますとおり、しっかり一つずつきちっと工程を踏んで進めていただきたいと私は考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

今森山委員のほうから、70年間の事業をどう担保されるのかということを御質問されて、御答弁いただいたので分かりましたというか、ただ70年という時間はすごく長いので、例えば、感染症がはやって人の動きがなくなってしまったときとか、あと災害が起こったときとかというような、今現在予想できないこととかもたくさん出てくるのではないかと思いますので、そこをやはり事業が順調に継続できるかどうかというのは、その判断というのはなかなか難しいのではないかとこののを危惧するところがあります。

質問ですけれども、先ほど段木委員のほうから委員会の構成メンバーについて御質問がありましたけれども、委員会でどういう審議を行うのか、あと委員会が何回ぐらい開催されるのかについて伺います。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

審査会は、全5回を予定してございます。この中で今出ました要求水準とか、今後募集要項などの内容について御審議いただいた後に、この審査会で事業者からのプレゼンテーション等を受けまして、要求水準、募集要項に照らして事業の確実性などを含めた審査をしていただくということになります。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） ありがとうございます。それを答申していただいて、令和9年の第2回の定例会のほうに提案されるということですね。分かりました。

次に、料金のほうなんですけれども、利用料金というのは公共施設運営権者が決めるのではなくて、市とそれから事業者が協議して決めるとしているんですけれども、市民が利用しやすい料金設定がされるのかどうかについて伺います。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

市民利用時の料金につきましては、他の公共施設における料金の設定の考え方を参考にして、今後検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） ここのアリーナだけがすごく高額になるというようなことがないように、ぜひよく検討していただきたいと思います。

次に、2万人を収容する施設ができるということなんですけれども、幕張メッセとか、あとマリンスタジアムなどのイベントと重なりますと、海浜幕張駅の混雑とか、あと周辺道路の渋滞、駐車場が少なくていろいろ支障が出てくるのが考えられると思うんですけれども、事業

者のほうはそういう対策というのを講じることができるのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

新アリーナへの来場者につきましては、渋滞の発生を抑制するため、公共交通機関での来場を促す方針でございます。一方で、車での来場も一定程度想定されることから、施設予定地の近隣の商業施設等との連携いたしまして、駐車場を確保するということを検討しております。

また、駅への退場の件ですが、退場時には駅の混雑の緩和ということで、イベント終了後も施設内にとどまっていたいただいて、少し分散での退出というところで、周辺の混雑緩和の仕組みについての検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今でも幕張メッセとかでイベントがあるとかかなり駅は混雑していると思いますので、ＪＲとの協議もしていただきながら、改札口を広げるとか、そのようなことなども検討課題に乗せていただけたらと要望しておきます。

あと、周辺住民への説明についてはどのように行われるのか、お示してください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

周辺住民の方への説明については、これまでも機を見て御説明させていただいたところでございますが、今月21日に周辺住民対象に説明会のほうを開催する予定でございます。委員の皆様には、この後に内容についてはお示しする予定でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 説明会を開かれるということで、1回だけでなく、住民の不安な方がいなくなるように説明を丁寧に行っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 一問一答でお願いします。言いたいことは山のようにありますので、時間をしっかり使わせていただきたいと思います。

まず、先ほど安喰委員から御指摘あった市民利用のところでの話でございます。この話はよく出てくるお話でして、こういうものができるに当たっては、やはり皆さん、不安に思っているところだと思います。といっても市民利用で安く利用料金を落として、その利用が増えたとやはりこの企業は維持できないということもありますので、私はこのバランスがすごく必要だと思うんですね。何でもかんでも市民が使う、何でもかんでも公平に使うということではなくて、そのバランスをどうするかというのをきちっと事前に市と、今度お願いする事業者と協議しなければいけないと思っていますが、そのあたりの考え方はどうなっているのでしょうか、お願いします。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

今、阿部委員の御指摘いただいたとおりでございまして、本施設は先ほど来、部長のほうか

ら説明させていただきましたが、建設に係るコスト、あと運営に係るコストを全て事業者負担で行うものでございます。ですので、一定の収入が事業者のほうで確保されないと運営が滞ってしまうという事態が想定されるということでございます。

とはいっても一方、やはり市民の皆さんも新しいアリーナというところで期待もあるというところも私ども承知しておりますので、今そこについては要求水準等を含めて、細かい部分については審査委員会のほうでどこまで基準を出していいのかというところの審議をしていただいているところでございますので、今後、今いただいた御意見を参考にして検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。ここはすごく重要なポイントだと思いますので、私は負担される企業が潰れないできちっとやっていただくということはやはりすごく重要なポイントだと思いますので、かといって市民の方の利用の観点もしっかり考えていただきたいと思っております。

それでは次ですが、検証です。各委員から御指摘いただいている70年というところの長さのところでございますけれども、やはり70年の間には何が起こるか分からないですよね。時に、その都度、事業者と市でいろいろな協議とかいろいろな見直しをしていかなければいけないんですが、この期間にどういうことをやっていくかというロングの計画というか、見直しだとか、そういうところの計画はどのようになっているのかをお示してください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

おっしゃるとおり70年を一括の事業計画でというところは我々も考えておりませんので、まずは事業計画を出していただくこと。その期間については、今通常、指定管理で言いますと5年が大体になりますので、5年の計画を出していただいて、それでチェックをしていくということになります。年数が今3年なのか2年なのかというのは、まだ今先ほど申し上げた審査委員会等の検討事項になっておりますので、そこで検討してまいりたいと考えております。

あと、もう一つやはり運営はお任せするんですけれども、我々もどう見るのかというのが重要だと私どもは認識しておりますので、モニタリングについてはしっかりやっていきたいと思っております。

今モニタリングについては市の職員ということではなくて、外部の有識者に参加していただいたモニタリングというものを考えております。この中で当然施設自体の運営状況についてもそうでございますが、事業者本体の経営状況なども確認して、安定的な施設運営をしっかりとできるかというところを確認したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。そういうモニタリングの対応とか、私は危機管理という点で非常にすばらしい対応を考えていらっしゃるのではないかないうことで、私は評価するところでございます。

もしこの事業者が70年、会社が70年続くというのは奇跡的な話のところもあるんですけれど

も、不測の事態となった場合に、例えば、もうこの事業者がやっていけないとなったときになるかということですね。ほかのところにこの経営権を売却するとか、市が受け入れるのかとか、そのあたりの危機管理対応はどうなっているか、教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

事業者の事由に起因したものについては、まずは今言っていた事業継承できるかどうかというところの部分もまずは検討いたします。やはりそれができないということであれば、事業者の責任で施設のほうを除却していただくというような取決めになっております。

当然事業者が倒産したりとかとなったときに、そのお金の支払い能力があるのかというところが多分御懸念の一つとなると思うんですけども、先ほど言いましたように、修繕の積立てというのを年間相当額で積み立てていきますので、我々としては、一旦そこが我々のほうに残っているお金になりますので、それを使って、足りない部分は当然事業者に求めますというところの部分で、セーフティーネットというわけではございませんが、一定のそういったものを今回仕組みとして用意しております。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。

先ほど森山委員からの御質問で、原状回復とか何かそういうときに基金をつくられるという御答弁があって、なるほどと思って、それに基づいた先ほどの御答弁だったと思いまして、ここもやはりきちっと危機管理されていращやるということで、この規模を原状回復に係る解体費用だけを確保していくのか、修繕していくのかというのはこれからしっかり議論していただきたいと思いますが、やはり倒産されて、箱物が残って、その事業ができなくなるのは、市民の税金で除却していくというのは非常にあってはならないことだと思っていますので、そこはしっかり対応をお願いしたいと思いますし、そもそも原状回復、除却していくのか、ほかの事業者をお願いしていくのかというのは今後の課題になっていくと思いますので、そのあたりの危機管理できていることについては、市の対応については評価させていただきたいと思っています。

あと、いろいろ議論しなければいけないのは、70年の根拠をどうするかとか、そういうものもあるんですが、本来市が収入として得られるものは、恐らく固定資産税、あと都市計画税も入るんですかね。それがあろうと思うんです。やはりこれが入ってこないものと経済効果云々というのをてんびんにかけなければいけない話でございますので、今この委員会ではその議論はなかなか難しいと思いますので、これから開かれる会議で、5回ほどされるということですので、そのあたりもしっかり議論していただきたいと思っています。

1つ確認ですが、土地代、地べたは県だと思うんですが、この土地代については有償なのか、無償なのか、検討の取決めはどうなっているのか、教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

県の土地については、県の条例の定めに基づいた料金をお支払いする予定でおります。今平米当たり145円ということでございます。この料金についても事業者の負担となりますので、仕組みとしては、市のほうで設置許可を県のほうに申請させていただきますので、事業者から

その使用料金を受けて、それを市を経由して県のほうにお支払いするという形で今調整しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 分かれば教えてほしいのは、この県に支払うお金はどれぐらいになるか、分かりますか。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 きちんとした面積というのを今確定しているところですので、平米当たり1月で145円となりますので、およそ2万平米ぐらいの土地になりますので、1年で4,000万円とか3,000万円とか、そのぐらいの数字になってくるかと。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） この点が私の気に入らないところで、千葉市の負担というか、いろいろなものを免除するわけですが、並行して県もしっかり協議して、土地代とかを勉強してもらおうとか、そういう交渉も私は必要だと思うんですが、今さらできるのか、できないのか分かりませんが、県もそれ相応のことはやはりやっていただきたいと思っているところです。

次です。ネーミングライツは年々高騰しているというのが最近のトレンドでございまして、私は報道ベースでしか見ていないんですが、ネーミングライツも事業者に帰属するみたいなことを書いていました。これは何でそのようになったのか、やはりネーミングライツはしっかりこっちで持ってやるということもありだったかもしれませんが、そのあたりのネーミングライツに対しての議論がどうだったのかというのを教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

先ほど御説明させていただきましたが、本事業は民間事業者が自らの負担で施設の建設、運営、維持管理を行うものでございます。やはり興行等というのは収入が不安定なところもございますので、確実な収入源の一つ、安定収入源としてネーミングライツというのは挙げられます。

我々としては、やはり事業の持続的な運営ということを第一に考えておりますので、こちらのネーミングライツについても事業者の収入として、民間の積極的な営業で大きなものを取ってきてもらいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。そのとおりなんですけれども、でもいきなりネーミングライツを売却して収入を当てにすることでもなくて、これはアルティーマーですので、そういうところも視野に入れたネーミングにさせていただいて、少し収益が悪くなったときには貯金やネーミングライツで何かしのぐとか、いきなりネーミングライツに手をつけるのではなくて、少し温存しといていただいてもいいのかとは、それは私の勝手な意見でございます。

あと、最後2点ほど教えてください。既存のポートアリーナがあるんですが、ここと共存し

ていくのか、これができるともうポートアリーナは要らなくなるのかとか、長期的なところで市の考え方、どうお考えになっているのか、教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

ポートアリーナは現在アルティエリのホームアリーナとして御使用いただいているところでございますけれども、ポートアリーナ自体は千葉市のスポーツの殿堂というところで、大規模大会から市民大会までを開催できる施設と運営しております。

今後の在り方というのは、詳細については今後庁内で検討するところではございますが、私どもといたしましては、そのまま継続して市民の皆様のスポーツの場ということで続けていきたいと思っておりますが、大規模修繕等も必要な時期に入ってまいりますので、そういった修繕等を検討しながら、よりよい施設として運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。

先ほど、一番最初の質問等にもかぶってくるかもしれませんが、この新アリーナが興行中心の施設になっていければ、やはり市民が利用する施設も必要になってくるので、興行が新アリーナ、市民利用がポートアリーナみたいなすみ分けの方針になっていくのか。それをどうお考えになるかはあれですが、やはりそういうところでもやっていくということで注視していきたいと思っております。ありがとうございます。

最後です。我が会派の議案研究でもよく出てきたところはやはり指摘させていただかなければいけないんですが、オーバーツーリズムというんですか。人がいっぱい来ていただくのはもう大歓迎でございますが、あの辺りに住んでいらっしゃる方が渋滞だとか、いろいろとなったときにどうするのかという御心配を、やはり我が会派でもいっぱい出た意見でございますが、そのあたりをどう考えているのか。恐らくこういうものに対してのお金が宿泊税で使われたりだとか、その他もろもろだと思うんですが、そのあたりについてどう対策されるか、教えてください。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

こちらのアリーナは我々、スポーツ、文化の新施設という位置を持ちながら、海浜幕張駅の北口にとっては、新たな集客施設というところで考えているところでございます。この規模のものができますと周辺住民の方の環境変化というものが危惧されるというのは当然のことだと思っております。

先ほど来申し上げましたように、まずは自動車の部分の渋滞等を防ぐという観点から、我々は交通量調査などもいたしまして、一定の方式をもって渋滞を防ぐというのができるかと今考えています。それは公共交通機関を前提に御利用いただくというところをしながら、京葉線だけではなくて、総武線のほうにもお客様をお願いするとか、そういったことを今考えているところでございます。

駐車場については、やはり近隣の住宅地の中にも駐車場はございますので、そういったところの利用というところで御懸念の皆さんもいらっしゃると思いますが、先ほど申し上げたとおり、周

辺の商業地域と連携して、インセンティブをつけて、例えば、予約駐車場というような形の部分で、来てどこに行くというところではなくて、確実にここに駐車場がありますというような状況をお客様につくることによって、一部動線を生活動線から離すというようなこともできるというような検討を進めているところでございます。

それで、実際、駅の周りに人がにぎわっていただいて、駅前でお食事だとか、あとはホテルに泊まって帰っていただくとか、そういったところの効果も我々としては十分狙っていきたいと考えております。

他方で、やはり今阿部委員おっしゃったように、オーバーツーリズムというのがどこの観光地でも課題となっていることも承知しておりますので、その辺はつくって終わりということではなくて、できてから周辺の皆様といろいろな検討を重ねながら、長い間、皆さんに愛していただけのような施設にしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 最後です。ありがとうございました。今回の私の一連の質問と、あと御答弁を伺わせていただきましたが、私が想像していた以上に随分対策されていると思ったところでございます。やはり70年の期間を設置したというところで非常に不安に思っていたところがあるんです。それは我々委員もそうですし、市民の方も思っていらっしゃるんですけれども、その対応をある程度はされていらっしゃる。でも、これは完璧ではないかもしれませんので、その都度やっていただきたいと思います。

やはり今これを行われることは、市が主導で絶対できないことだと思うんですね。民間の力を借りてではないとこういうことは絶対できないことですので、それはもう大いに期待するところでございますし、サポートできるところは市もサポートして、最後に御答弁にあったように来て終わりとか、住んでいる人に負担がかかるだけではなくて、やはり大きく成長していくというところになっていかなければいけませんので、市民局だけではなくて、経済農政局それから総合政策局も絡んで、全庁的にこれをいかに市の発展につなげていくかというのが、今後議会、それから当局に課せられた大きな課題だと思いますので、これからが大切になっていくと思いますので、一緒にこれをいいものにしていききたいと思っております。

私からは以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 1問質問させていただきます。この事業については賛成するところではあるんですけれども、先ほども阿部委員はじめ、この委員会で指摘があった70年間ということで、何があるか分からないというところで、例えば、ヒューリックがほかの会社に合併されたりとか、それから吸収されたりということが万が一あった場合に、公共施設等運営権というのは合併したり、吸収した会社そのまま自動的に引き継がれるのか、それとも一旦審査のようなものをするのか、伺えればと思います。

○委員長（麻生紀雄君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

当然、会社なので合併等々は想定されるところでございますが、そういう場合については、一旦市のほうに通知をもらうとなっておりますので、そこで協議という形になると思います。

事業主体が変わってどうするかという部分もありますし、そうなりますと事業者の理由に帰す事業継続が困難になるというようなケースになろうかと思いますので、そういったところの調整をしながらやっていくという形になります。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。ヒューリックについても引き続き、モニタリング等を事業者に対してするという、いろいろな対策をされていることは理解いたしました。引き続き対応をお願いいたします。

では、以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 各委員が皆さんおっしゃっていたので、私からは要望というか、意見だけを言わせていただきます。

70年と言いますけれども、やはりなかなか前例のないことなので一つのチャレンジだと思っております。その上で市民の財産となる施設が将来にわたり市民の利益に資するのか。あと、そういったことをしっかりと考えていただけてやっていただければいいと思います。

私は賛成いたします。

○委員長（麻生紀雄君） ほか御発言。市民局長。

○市民局長 すみません、様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

今回70年という長期でございますので、皆様からの御懸念、心配は、それは当然のことだと考えております。今回の事業スキームですけれども、建設費、それから修繕費、それと運営に係るコスト、全てを事業者に担わせるという前例のないものでございます。そういった中で、民間投資を呼び込みながら、公園の基盤整備のみは行いますけれども、市の負担なくやっていくというものになってございます。

一方で、固定資産税、都市計画税は免除いたしますけれども、法人税、それから法人市民税もございますが、相当の税収が市のほうに入ってくるというものも見込んでございます。そうした中では、民間投資を呼び込んでやっていくというのは、一定の長期間はどうしても必要になってくると考えてございます。

その中で我々としては、現在考え得る最大限のリスク管理をしていきたいと考えておりまして、修繕積立金をはじめ、有識者の皆様、それから議会の皆様からも今後も御意見をいただいてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第79号・千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（麻生紀雄君） 賛成全員、よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[市民局退室、経済農政局入室]

議案第80号審査

○委員長（麻生紀雄君） 次に、議案第80号・千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。農政部長。

○農政部長（農業委員会事務局長併任） 農政部の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

では、座って説明いたします。

農政部は、条例議案1件でございます。

経済農政局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

議案第80号・千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正について御説明いたします。

なお、議案書では20ページから22ページでございます。

まず、1、改正の趣旨ですが、千葉市富田都市農業交流センターの研修室の利用料金の上限額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、料金改定の考え方ですが、千葉市公共施設使用料等設定基準で定める算定基準に基づきまして、利用料金の上限額を改定いたします。

なお、算定につきましては、施設の管理運営に要する費用に受益者負担率として50%を乗じ、その値を想定利用数で除した値を利用料金単価としております。

次に、3、改定の内容ですが、午前9時から午後5時までの一般の利用料金につきまして、第1研修室は250円から320円に、第2研修室は100円から150円に、第3研修室は410円から480円とし、時間外の利用料金については記載のとおりでございます。

なお、時間外の利用料金については、一般の利用料金の1.5倍となります。

最後に4、施行期日ですが、令和9年4月1日としております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でお願いします。

まず、説明資料にありました算定式で、利用料金の単価を求める式の中に想定利用数というのがありましたので、まずこの想定利用数とはどういう数字なのかをお示してください。

今回、利用料金の改定ということで、この際その施設の活性化というか、その場所、都市農業交流センターそのものをどのように活性化させて研修室の利用を推進するのか、その辺のお考えをお示しいただきたいと思います。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

想定利用数の考え方でございますが、令和6年度と令和7年度の利用実績の平均値としております。

次に、施設の活性化につきましてですけれども、これまでも来場者の多いネモフィラやコスモスの開花時期に合わせまして直売所の規模を拡大するなど、施設の活性化を図ってきたところでございますけれども、来場者のさらなる満足度向上に向けた取組を今後検討してまいります。

また、グリーンツーリズムを楽しめるエリア、チバノサトの拠点施設の一つでもありますことから、観光農園などの周辺観光施設をスポットとしたデジタルスタンプラリーの開催時期に合わせましてイベントの開催などを検討しながら、また観光部門と連携しながら、チバノサト全体の集客力の向上に努めてまいります。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） ありがとうございます。想定利用数の数字の設定は分かりました。また、今回の利用料金改定に併せてセンターの活性化を考えていただきたいと思います。多分、まだまだ千葉市民の方が都市農業交流センターのほうに行かれていないのではないかと思いますので、ぜひ全庁的にこの場所をアピールしてあげてください。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかに。段木委員。

○委員（段木和彦君） 一問一答でお願いします。

まず、富田都市農業交流センターへ伺ったことがあるんですけども、先ほど御説明があったように、農業の拠点としてみんなすごく楽しめますし、あと今ネモフィラが多いんでしょうかね。そういったこともあるので人がいっぱい来ていますし、車も結構とめられないときがあったりとかということがあったので、そういった意味ではすごくいい場所なのかなと思うんですが、この研修室については伺いたいことが少しございます。

まず、研修室自体のセンターの中でのポジションというんですか、存在理由についてはどのようなものなのか、伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

センター内の研修室のポジションということですが、都市部と農村部の交流を図るといふ地域農業の振興を図るための活動拠点施設として、研修等での活用を想定している施設でございます。

設置当初は、生産者に対する技術講習でありますとか、千葉市ことぶき大学校の講座などが多く行われていたんですけども、やはり生産者の高齢化ですとか減少、またことぶき大学校の事業終了などによりまして、現在は地元の農業関係団体の会議ですとかサークル活動等での利用にとどまっております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

こちらは、予約システムはどのようになっているのか、伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 予約システムについてですが、本研修室につきましては、利用件数が少ない状況でございますので、導入による事務負担とのバランスを考慮しまして、現在では施設予約システムは利用していないという状況でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 今利用件数のお話があったんですけども、これまでの利用状況、年

間の稼働率や利用者数とかを教えてくださいと思います。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

これまでの研修室の利用状況でございますけれども、令和7年度の実績で申し上げますと延べ利用者数で約2,600人、稼働率で申しますと3研修室合計で5.2%になっております。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 稼働率はどうかと思いますが、こちらの築年数とあと年間の維持管理費とかについても伺ってよろしいでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

築年数ということですが、本センターは、平成19年に一部供用開始されておりますけれども、研修室のある建物につきましては、その前年の平成18年に整備されまして20年が経過しております。また、維持管理費につきましては、令和7年度につきまして指定管理料が約3,200万円になっておりまして、そのうち研修室の維持管理費用としては約71万円となっております。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

今いろいろ稼働率とかも聞いたんですけれども、やはり少し低めかと思うんですが、この稼働率を上げるための対策と庁内の周知などについて伺えればと思います。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

稼働率につきましては低調なところでございますけれども、今後、のどかな周辺環境等をセールスポイントとして、新たな利用者層の開拓に向けた周知を検討してまいりたいと考えております。

また、庁内に対しても積極的に周知を図りまして、関係団体等にも利用していただけるように、稼働率の向上に努めてまいります。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） 今伺ったんですけれども、今後の展開についてお伺いできますでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

現在の研修室の利用状況としまして、農業関係団体の会議ですとか、地元サークルの活動などが主となっておりますけれども、今後、先ほども申し上げたとおり、のどかな周辺環境を生かした活用方法、こういったものを検討していきまして、これまでとは別の視点で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 段木委員。

○委員（段木和彦君） ありがとうございます。

先ほど何度か伺ったことがあって、この研修室も使わせていただいたことがあるんですけども、非常にもったいないといえますか、最初は確かにことぶき大学校で使われていたのかもしれないんですけども、今ある場所からしても研修室自体がもったいないというイメージがすごく強いです。

今課長からお話しいただきましたように、周辺環境を生かした利用方法を考えられるということなので、本当に大幅に変えることをお考えいただける。施設自体は最初にもお話ししたんですけども、結構来場者は多いですね。車もそれこそ止められないことがあるとお話ししましたけれども、すごくそこをもっと生かすともっとよくなるのではないかと感じますので、ぜひ私たちもまた何度か行って御提案できればと思いますけれども、そこら辺を頑張っていたければと思います。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括でお願いいたします。

研修室が3室あるんですけども、研修室の広さについてお伺いしたいと思います。

そして、もう一つが、先ほどほかの委員から、予約システムは使っていないという御答弁だったんですけども、予約を取る方法、どのように予約を受け付けているのかということと、それから研修室を有効活用というか、新たな使い方という点では、利用者の方がもし空いていれば休憩などにも使えるようにしたらいいのではないかなと思うんですけども、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課でございます。

まず、1つ目の各研修室の広さということですが、第1研修室につきましては64平米、第2研修室が30平米、第3研修室が97平米となっております。

2つ目の研修室の予約の取り方についてでございますけれども、窓口で申込みを受け付けているほか、電話やメールでの予約も受け付けております。

3つ目の休憩室等に使えるようにできないかということですが、有料にはなるんですけども、休憩等での利用も可能となっております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） では、研修室が空いていれば当日でも利用することができるのかどうか伺いたいのですが。

○委員長（麻生紀雄君） 農政課長。

○農政課長 農政課です。

当日でも利用可能かということですが、空いていれば、事務室に申し出ていただければ利用可能となっております。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 研修室の利用料が一番大きな97平米のところでも今は410円ということで、それも9時から5時まで1日使ってこの料金ということはそんなに高くはないので、利

用しやすいとは思いますが。休憩にも使えるということなので、ぜひそういう使い方もできるということを周知していただけたらと思います。

シバザクラとか、ネモフィラとか、コスモスとかを見に来られる方はたくさんいると思いますが、そういう方々が少し休憩したいといったときに、こういうものが使えますということで何か表示をしていただくとか、そういうことは必要ではないかと思います。

あとは、農産物が置いてありますけれども、そういうものももう少し充実させていったりするといったのではないかと感じています。

この賛否なんですけれども、確かに利用料金はそんなに高額にはなっていないし、改定後も50円から70円の値上げということにはなっているんですが、私たちの会派は値上げについては反対なので、この議案には反対をいたします。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（麻生紀雄君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第80号・千葉市都市農業交流センター設置管理条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（麻生紀雄君） 賛成多数、よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔経済農政局退室、市民局入室〕

議案第85号審査

○委員長（麻生紀雄君） 次に、議案第85号・千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託にかかる工事委託契約についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。市民自治推進部長。

○市民自治推進部長 市民自治推進部でございます。

続いて、一般議案について御説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

議案第85号・工事委託契約についてでございます。

まず、1の趣旨ですが、千葉市内に設置された防犯外灯について、電気料金の削減等を目的としまして、より消費電力が低い灯具への更新工事とその維持管理等を行うものでございます。

次に、2の委託名ですが、千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託で、3の委託場所は千葉市内全域としております。

4の委託概要ですが、こちらは記載のとおりで、5の契約方法は、プロポーザルによる入札を行いまして、随意契約といたしたところです。

続きまして、6の契約金額ですが、全体といたしまして12億8,694万5,000円で、内訳は記載のとおりです。

7の契約期間は、契約締結日から令和20年3月31日までで、内訳は記載のとおりです。

最後に、8の委託の相手方についても記載のとおりでございます。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（麻生紀雄君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一問一答でお願いします。

教えていただきたいんですけども、リース方式と町内自治会のやり方があるということなんですけれども、これは全ての町内自治会も含めてやるということによろしいんですか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

現在、市で管理しているリースの部分と自治会で管理している防犯外灯がありますが、今回の委託につきましては、両方含めた委託となっております。

○委員長（麻生紀雄君） 市民局長。

○市民局長 すみません、1点補足させていただきます。自治会の防犯街灯につきましては、御希望を取りまして、御希望があった上で御希望される方は対象にしているという仕組みになってございます。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 今、水銀灯とLEDの割合というのは全体としてどのような感じになっていきますか。LEDを多分進めていると思うんですけども、ある1点から比べて水銀灯からLEDになったか。今現状の割合みたいなものを教えていただければ。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

多くの防犯街灯についてはLEDになっているんですが、水銀灯がどれくらいあるかというのが今把握できてございません。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。

一応計画としては、令和20年までに全部完了するイメージでよろしいですか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

計画としましては、今年度、現地調査を行いまして、令和9年度の1年間をかけまして防犯街灯の更新作業を行います。その後10年間、維持管理業務を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 契約方法を随意契約と書いてあります。プロポーザルとおっしゃっていますけれども、何者ぐらいが手を挙げたんですか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

申込みにつきましては、1者となっております。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 了解いたしました。LEDのほうが長もちもするし、コストも下がるので、この議案自体に反対するものではありません。よろしくお願いします。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でお願いいたします。

まず、このＬＥＤの防犯街灯照明機器更新に関して、千葉市は更新は何回目になりますか。前回と今回、その金額、また契約の仕方とか、その辺の比較をさせていただきたい。

もう一つが、櫻井委員もお話がありましたが、契約方法がプロポーザルを経ての随意契約なんですけれども、少し金額が大きいことから、もう少し詳しくその経緯を、業者決定が１者しかなかったというところから、どういう経緯だったのか、お示しいただきたいと思います。

以上、２点お願いします。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

契約ですが、この事業につきましては平成28年度から開始しておりまして、今回が１回目の更新となっております。前回の契約金額につきましては約８億700万円でございます。

次に、業者決定までの経緯について御説明させていただきます。

企画競争入札の参加条件から複数者の参加が可能であると見込んでおりましたが、公募した結果、申込者は１者でございました。

事業者の選定に当たりましては、審査会を開催し、関係部署の課長４名のほか、有識者である千葉県防犯設備協会の会長を含め５名で実績、現地調査の内容、工事の対応、市内業者の活用、価格について審査を行い、要件を満たしていることから優先交渉者を決定したところでございます。

今回の随意契約につきましては、この優先交渉権者を相手方として契約を締結するものです。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） １回目の更新ということで、しっかりＬＥＤの防犯外灯の推進はそのまま継続していただきたいと思います。

推測しますけれども、１回目が８億700万円で今回が13億円というのは、直近の経済動向によるものでしょうか。その辺は確認だけさせてください。物価高騰の要素がありますか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

物価高騰の影響もあるかと思いますが、灯具のほうはかなり高額になっていることが原因かと考えられます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 分かりました。しっかりこの事業を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

先ほど、ＬＥＤの交換は、平成28年に行って１回目の更新だということを伺いましたけれども、まだ寿命があるものについても全て更新するのかについて伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

前回の事業においては、平成28年度に灯具の交換を行っております。ＬＥＤ灯具につきまし

ては、推奨される交換時期が8年から10年となつてございます。このたびの事業においては、照度を一定に保ったまま灯具を20ワットから10ワットに更新することで、電気料金の削減と脱炭素を図ることが可能となるため、全ての防犯外灯を一斉に交換するものでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 電気料金を削減されるということなんですけれども、現在より幾らぐらい削減されるのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

電気料金につきましては、市で支出しているものと自治会で支出しているものの2つがございますが、市の支出しているものにつきましては電気代で約3,000万円、自治会からの支出につきましては大体1,500万円ほど削減される見込みとなっております。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） かなり大きな額になって、これは更新をするべきだと思いますけれども、市の管理している防犯外灯と、それから自治会が管理しているものがあると思うんですけれども、全て更新の対象になるのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

今、町内自治会のほうには意向の確認をしているところでありますが、意向のあったもの全と、あと市で今維持管理しているものの全てが対象となっております。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 委託の概要で現地調査を行うということなんですけれども、現地調査の内容について詳しく御説明していただけますでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

現地調査につきましては、灯数や設置位置などの確認のほか、目視によるポール倒壊の可能性の有無について、ポールの状態も併せて確認を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） そうしますと、もしポールの倒壊の可能性が大きいものについては、この事業の中でポールの交換なども行っていくということでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 ポールの交換につきましては、設置者であります町内自治会のほうにお願いしているところでございますので、倒壊の危険があるようなものにつきましては、連絡した上で対応をお願いするところでございます。市としては、補助金等で支援をさせていただければと思っております。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 最後なんですけど、12億8,600万円という金額で契約されたということ

なんですけれども、この金額というのは妥当なものなのかどうかについてお伺いします。

○委員長（麻生紀雄君） 地域安全課長。

○地域安全課長 地域安全課でございます。

金額の算定に当たりましては、複数の事業者からの見積りや他市との比較、近年の物価上昇などを加味した上で、提案上限額を13億円に設定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 複数の業者から見積りを取ったり、政令市との比較もしたということで、了解いたしました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（麻生紀雄君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第85号・千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託にかかる工事委託契約についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（麻生紀雄君） 賛成全員、よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[市民局退室、環境局入室]

陳情第1号審査

○委員長（麻生紀雄君） 次に、陳情第1号・千葉市における誰もが安心・安全に暮らせる街づくりに向けた、たばこ税を活用した環境整備等に関する陳情を議題といたします。

なお、陳情第1号は提出者による意見陳述の申出がまいっておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により、暫時休憩といたします。

午前11時55分休憩

午後0時2分開議

○委員長（麻生紀雄君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり3番、陳情第1号の説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。資源循環部長。

○資源循環部長 環境局資源循環部長の武でございます。

陳情第1号・千葉市における誰もが安心・安全に暮らせる街づくりに向けた、たばこ税を活用した環境整備等に関する陳情について御説明させていただきます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

陳情に関する所管につきましては、環境局、保健福祉局、財政局にまたがっておりますが、私のほうから一括して説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の陳情の趣旨ですが、(1) たばこ税収の活用状況に関する情報提供の充実、(2) として望まない受動喫煙等の防止及び安心・安全に暮らせる街づくりのための分煙推進、3つ目として喫煙者と非喫煙者の共存に向けた分煙施設の整備の3点でございます。

次に、2のたばこ税についてですが、たばこ税は納められた税金の使い道が限定されない普通税として、広く様々な公共サービスや施策に活用しており、一般会計の予算、決算として公開しております。

なお、国は令和6年4月以降、地方公共団体に対し、地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について要請するとともに、記載にございますように、分煙施設整備に係る特別交付税措置などの資料を提供しております。

次に、3の本市の喫煙対策についてです。

まず、1の受動喫煙についてですが、ア、受動喫煙の防止に関する条例の趣旨につきましては、健康増進法に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の受動喫煙を未然に防止し、もって市民の健康増進を図ることとしております。

次に、イの主な取組ですが、受動喫煙対策推進員6名による事業所及び飲食店への個別訪問をはじめ、御覧のような取組を行っております。

また、下の参考の表には、事業所等への個別訪問件数など、令和6年度の主な取組件数を記載しております。

次に、2の路上喫煙、ポイ捨てについてですが、ア、路上喫煙・ポイ捨て条例の趣旨につきましては、歩行者等の身体及び財産の安全を確保することに加え、ポイ捨てされた吸い殻や空き缶等のない美しい街づくりを推進することとしております。

次に、イの主な取組ですが、巡視員8名による巡視、路上喫煙等違反者への過料徴収など、記載のような取組を行っております。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、ウの公設の喫煙所についてですが、本市では、海浜幕張駅周辺の取締り地区の1か所となります。

また、下の参考の表には、海浜幕張駅、千葉駅東口、稲毛駅、蘇我駅の取締り4地区ごとの過料件数の推移と、令和7年12月末現在の政令指定都市の公設の喫煙所の設置状況をそれぞれ記載しております。

最後に、4の陳情に対する本市の考え方についてですが、たばこ税は使い道が限定されない普通税であり、広く様々な公共サービスや施策に活用していることから、他の普通税の税目と同様、予算・決算資料では事業の財源中、一般財源として明示し、使途の情報を提供しております。

また、分煙の推進につきましては、公設の喫煙所を設置している海浜幕張駅以外の取締り地区も含め、全ての地区で過料件数は減少しており、路上喫煙・ポイ捨て防止の取組により、望まない受動喫煙の抑止につながっていると考えております。

また、たばこのポイ捨てや火災リスクにつきましては、土地所有者等に対し条例の趣旨を周

知するとともに、土地の適正管理について協力を求めながら、安全で美しい街づくりの実現に向けて取組を進めてまいります。

さらに、分煙施設の整備につきましては、国は望まない受動喫煙の防止に対し、分煙施設の整備は有効であるとしております。一方で、喫煙者を1か所に集め、互いに受動喫煙となる状況は、健康被害を拡大させ、市民の健康増進を図るという受動喫煙防止条例の趣旨に反するという意見が令和2年12月に市議会本会議で決議されていると受け止めております。

説明は、以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 一問一答です。私も30歳まではすごいヘビースモーカーだったので、よくたばこを吸いたいという気持ちも理解はできます。

当局にお伺いしたいんですけども、海浜幕張駅のJ Tが設置している分煙所ですよ。実験をやりましたけれども、その効果は、ほかのそういう分煙施設がないところと比べてどのような感じになっていますか。ほかの分煙施設がない稲毛駅とかと比べて、分煙施設があることで海浜幕張駅のポイ捨てだとか、そういう受動喫煙の被害が減ったということはお示しできますか。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

海浜幕張駅におきましては、実証事業のときに路上喫煙率ですとか、あと過料の件数は減少しておりまして、効果があったと考えております。ただ、ほかの3地区におきましても減少傾向にございまして、喫煙所の設置だけではなくて、巡視の効果ですとか、路面標示などの効果が出ているものと考えております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） というよりも、分煙所ができた場合と、分煙所がなくても全体的に減少していて、分煙所があることによってそういうポイ捨てが顕著に減ったとか、そういったことというのは検証できないですよ。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

海浜幕張駅の実証事業のときに路上喫煙率だったりとか、散乱ごみの数などを検証したところ、ほかの喫煙所を設置していないところよりは減少率が早かったという結果になっております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分煙施設というのはやはり効果があると私は思います。

すみません、海浜幕張の分煙施設というのは何時間営業なんですかね。それと、あと開設から現在まで市の持ち出しのお金というのはどれくらいになりますか。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

まず、開設時間なんですけれども、原則24時間いつでも御利用いただける状況となっております。

ます。

それから、開設に係る市の持ち出しですけれども、清掃及びごみ処理費用で年間約300万円ほどかかっております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。

説明にもあったかと思うんですけれども、もう一度確認したいんですが、厚生労働省のガイドラインにおいて、受動喫煙防止対策を進める上で分煙施設の整備を推進しているとありますが、実際に分煙施設の整備を行っている自治体の例をもう一度お示してください。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 分煙施設につきましては、名古屋市、大阪市では、民間事業者による分煙施設の設置に対し助成事業を実施しております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 資源循環部長。

○資源循環部長 今課長から民間施設の整備の説明がありましたけれども、公設の設置者につきましては、先ほど御説明した説明資料の3ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 23区内に結構あるということですよ。これは公費を使ってやっているということですか。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

公設のものもあると思いますし、民間での助成というのもしている区はございます。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 櫻井委員。

○委員（櫻井 崇君） 分かりました。

本市は、先ほど皆さん御存じのように、令和2年の第4回定例会において、蘇我駅西口の喫煙所を求める決議に反対しており、否決されております。でも、これは整合性を考えれば、特にコロナ禍があったときの話なので、今こういった状況でまた時代も変わっておりますので、私は、今後は分煙施設の設備を推進していくべきだと考えます。

よって、本陳情には賛成の立場です。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにどうでしょうか。段木委員。

○委員（段木和彦君） 私のほうは質問というよりは、意見を述べさせていただきます。

今、取締り地区が4か所ありまして、海浜幕張には今お話があったように喫煙所、分煙施設があるということで、ただほかにも3か所ある中で、取り締まるということだけでは公平ではないと、分煙施設というものをしっかり造って、吸う方の権利というのもやはりちゃんと分かるべきだと思っております。

やはり先ほどいろいろ伺った中で、町場の中心街などではビルとビルの間に人が入り込んで

すぐくたばこを吸って、そのまま吸い殻を捨てていくとかということで、そのビルの持ち主の方が自腹で入れないようにしたとかという話も聞きますし、あと地域の方々からそうしたことに関する署名も集まっているということも直接伺っているんですね。

そういったことも含めまして、やはり環境を整えていくということでは、分煙施設をしっかりとつくって進めていくということが必要ではないかと思います。

それから、また総務省のほうからも地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進についてということで、各都道府県知事また各指定都市の市長に宛てて通知が来ている中で、やはり進めていくべきではないかと考えております。

そうしたこともありまして、この陳情につきましては、賛成の立場を取らせていただきます。以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにどうでしょうか。阿部委員。

○委員（阿部 智君） それでは、自民党からです。意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、先ほど植草課長が御答弁されておりましたが、分煙施設のない稲毛駅ではあまりポイ捨ての被害がないみたいな御答弁をされていますけれども、その点については間違いであると私は指摘させていただきたいと思います。

まず、稲毛駅周辺でたばこを吸われていらっしゃる方はどこで吸っているか。まず東口は、東口を出て右側を曲がったところに駐車場があります。これは民地です。この民地である駐車場のところでたばこを吸われ、そこでポイ捨てをされているということです。ですので、路上のたばこが減っているなんていうのは、路上は減っているのかもしれませんが、でもこの駐車場でたばこを吸う人がどんどん増えているということでございます。

ここの地主は聖人君子みたいな方で、私だったら本当にもう怒ってしまうんですけども、仕方ないと言って毎日その吸い殻をきれいにされていらっしゃるんですね。大変な御苦労だと思っています。

私は、自分の事務所が西口のロータリーのところにありますが、その裏はたばこを吸う喫煙所と化しておりまして、夜とかに仕事をしていましたらどんどんそこに人が集まってたばこを吸っているという状況でございます。決して減っているという状況だとは私は思っておりませんし、それから地元の地域活動団体で月1回お掃除をしておりますが、一番出てくるごみはやはりたばこでございますので、分煙施設のない稲毛駅は非常にたばこに対して大変な思いを市民の方が思っているというのは大きな問題だと思っています。

今まで、国としての禁煙政策とかがいろいろあったと思います。これはこれで健康という点で考えていくと非常に重要な課題だったと思うんですけども、一方でこのたばこを捨てていくという環境の面での対策が十分できていなかったのは、我々市政に携わる人間としては、やはりそこもしっかり両輪として考えていかなければいけなかったのかと思っているところでございまして、大いに反省するところでございます。

分煙の施設を今回議論されていますが、もし今後こういうものができるに当たっても、もう一つの両輪として、ここにはいわゆるたばこを吸われる方が集まるわけですね。環境局の皆様と言う話ではなくて、これは保健福祉局に御指摘するところでございますけれども、ハイリスクアプローチで、まさにたばこを吸われる方がここに放っておいても集まるわけですので、こ

この方に対してのハイリスクアプローチをきちっと、吸っていただくんでしょけれども、同時にやはり市としては、いろいろな対策を同時に進めていくということが私は重要だと思いますので、両輪で運営し、そしてとにかく受動喫煙です。たばこを吸いたくない、受動喫煙をしたくないという方の対策をしっかりしていただく。そして、環境とかにも責任を持っていくという政策は非常に重要であるという点を指摘させていただきたいと思っております。

我々からは以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。森山委員。

○委員（森山和博君） 今回、千葉市における誰もが安心・安全に暮らせる街づくりに向けたたばこ税を活用した環境整備等に関する陳情についてということで、我々会派もこのことについては、この文面、陳情要旨の文章等々をしっかり読ませていただいて検討、確認しました。

その中で、千葉市の分煙施設の整備水準が相対的に低位であることなどが述べられておりましたけれども、先ほど櫻井委員が触れられていましたが、私たちは議会としてＪＲ蘇我駅に喫煙所を設置する際に設置を見直すよう求め、千葉市議会の総意として令和２年１２月に採択された決議を持っている議会であります。そういう議会の決議を重く受け止めてくださって、行政側もそれはなかなか難しいという判断をして今に至っている。だから低位であるんだろうと思います。

もう一つ、そもそも喫煙者の権利の尊重と非喫煙者の望まない受動喫煙防止の両立に関してですけれども、私たちの受動喫煙防止条例は、健康増進法の規制強化を基に本市の受動喫煙の条例が進んできているのではないかと我々は認識して、それを了としたわけですから、この辺の整合性を上手に考えないと、もちろん現場では陳述人の方からあったように路上のポイ捨て等々がたくさんありますから、私たちも散見しています。

でも、千葉市議会が決議したことに対して我々はどう判断するのかという、このことはまだ整理がついていないかと。阿部委員は少し両立を見定めたようなこともおっしゃられますが、でもなかなかそこには整理がついていないということから、会派としては、この陳情を受け入れることは難しいと思いました。

本市が積極的に分煙施設を整備すること、これはなかなかこの決議がある限り本市が積極的にやることは難しいという考えが払拭できませんでしたので、私たち会派は、この陳情に賛同することはできないという判断になりました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

受動喫煙の防止を行うために、事業所等に訪問して調査を行って、令和６年度は９１５件の指導を行ったと説明されましたけれども、改善が図られたかどうかというのはどのように確認を行っているのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 健康推進課受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 健康推進課受動喫煙対策室です。

御質問にありました件につきまして、受動喫煙対策推進員が事業所等を個別訪問し、指導を行った後は、違反が解消されるまで繰り返し訪問して改善を確認しております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 1回にとどまらず何回も訪問して改善を確認するということですね。分かりました。

次に、市民からの受動喫煙被害情報を寄せられた際の対応についても伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 健康推進課受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 健康推進課受動喫煙対策室です。

受動喫煙の被害情報が寄せられた現地を受動喫煙対策推進員が訪問しまして、状況を確認した上で、施設の管理権原者に法令の趣旨を御説明しまして、被害状況に応じた必要な措置を講じていただくように求めています。改善が確認されるまでこちらも対応しております。

なお、路上や公園などにおける被害情報につきましては、庁内関係課に情報提供して、連携して対応を行っております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 様々な課とも連携を取って対応してくださっているということで理解いたしました。

取締りの4地区で過料件数というのは年々減少してきているんですけども、やはり取締りを擦り抜けてしまって喫煙している人やポイ捨てをしている人というのは多数見受けられます。先ほど阿部委員がおっしゃっていましたが、私も稲毛駅をよく利用していますけれども、やはり駐車場などで喫煙をしている方とかポイ捨てをしている方は本当に多くて、受動喫煙というか、煙が流れてくるだけでもにおいもきつかったり、煙による被害というか、そういうのも感じますので、やはりこういう擦り抜けてしまうような状況をどのように受け止めているのか、伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

巡視活動等の取組によりまして過料件数は減少しており、多くの方にルールを守っていただいていると考えておりますが、依然としてルールを守っていない方がいるのは事実としてございます。今後も条例の趣旨にのっとりまして、巡視活動等の取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 巡視はすごくされていると思うんですけども、やはり24時間やっているわけではないので、その時間の外で擦り抜けてしまう人もたくさん出てくるのではないかとと思います。

分煙所の件なんですけれども、公設の喫煙所を設置していない熊本市とか、あと名古屋市は2か所しかないということなんですけれども、民間が中心市街地で分煙施設を設置する場合、その費用助成を行って望まない受動喫煙の防止を図っていると聞いておりますけれども、公設ではなくて民間で分煙施設を増やしていくという考えはないのか、伺います。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

熊本市や名古屋市のように民間の喫煙所設置に対する助成制度を設けて喫煙所を整備することは、分煙施設整備の一つの手法であると考えております。設置主体を問わずに多くの人が集まる公共空間における喫煙所の整備につきましては、様々な御意見、御見解があると承知しておりまして、議会の御意向も踏まえた上で、多角的な検討が必要であると考えております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 令和2年の市議会の決議はすごく重いものだと思うんですけども、やはり受動喫煙というものがもっと強化されなければいけないのではないかと思います。吸う人の権利というよりは受動喫煙を受けない、そういう環境をつくっていくということが今求められているのではないかと思いますので、この陳情については賛意を示したいと思います。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） では、一問一答でお願いします。

この陳情については、分煙施設の設置によってやはりポイ捨て等の予防になるのではないかと思いますので、賛同するところではあります。

ほかの委員から指摘があったように、改選前の議会において分煙施設の設置に否定的な決議がされていると思うんですけども、やはりこの決議によって市としては分煙施設が設置しにくいような状況にはなっていたのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 喫煙所の設置につきましては、様々な立場からの御意見が寄せられている中で、国から分煙対策には喫煙所の整備が有効であるとの見解が示されていること、喫煙所の設置は受動喫煙防止条例の趣旨に反するとの議会の決議があった状況でありますので、議会の御意向を踏まえた上で、今後多角的な検討が必要であると考えております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 御説明ありがとうございます。

この分煙施設、喫煙所についてなんですけれども、やはり自分としてはなるべく喫煙所の前を通りたくないという気持ちにもなるんですけども、例えば、海浜幕張の例とかは大丈夫なんですけれども、喫煙所においての分煙対策というのはどのようなことがされているのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

海浜幕張駅喫煙所につきましては、喫煙所出入口に方向転換のためのクランクを設置しまして、出入口から煙が漏れない措置を講ずるとともに、喫煙所内におきましては、誘引ファンを用いて強力な換気扇で排出ダクトから屋外に煙を排出しております。

なお、設置当時の実証事業において浮遊粉じん調査を実施し、喫煙所付近と離れた場所とを比較したところ、浮遊粉じん濃度にはほとんど差は見られないという結果が出ております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） これによって喫煙所を設置することで周りの副流煙とかを防止できる

ということで理解いたしました。

喫煙所設置に係る費用というのはどれくらいかかるものなのか、伺えればと思います。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 海浜幕張駅喫煙所につきましては、民間事業者が設置し、市に移管を受けたものでありますので、費用については把握をしておりません。ただ、例えば、国の特別交付税措置では、地方公共団体が行う屋外分煙施設の整備に対しては、上限額を500万円としております。

なお、喫煙所の形態や面積によって設置費用には幅があると考えております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

国の特別交付税措置によってそれは全額出るものなのでしょうか。一部なのでしょうか。

○委員長（麻生紀雄君） 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

措置率は0.5となっております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。そういう施設設置についても使える交付税があることを理解いたしました。また、先ほど喫煙所は、今言ったのはJ Tが費用を出しているということで、喫煙所を設置しようと思えばその費用等は出るということで、予算も確保しやすい状況にあるということが分かりました。

そもそも健康を考えると第一に禁煙を進めていくことが重要だとは思いますが、やはり当面の措置としては、分煙施設設置によって路上喫煙等を防止していったら、分煙というのをしっかりとやっていくことが必要かと思っておりますので、改めてこの陳情についても賛成いたします。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。蛭田委員。

○委員（蛭田浩文君） 質問ではなくて意見ということで、陳情の中身は非常に理解いたしました。あと、市のほうの取組も御説明いただきまして、大変御努力しながら件数が減ってきている、これも事実だと思います。

ただ、この中で1つ、陳情で言っていることで、今市の取組の最後に令和2年12月の議会の議決というのが蘇我駅西口の設置を反対するというものなんですけれども、実際、蘇我駅東口を見ますとコンビニとビルの間に入っていく民間の駐車場で、朝、非常に多くの方が喫煙されているというのが実態でありまして、現場ではやはりそういうのがまだ多く見られていると思います。

取締りで8名の巡視員が回っておりますけれども、民地には入っていけないと聞いているので、やはり取締りができないという状況の中で、改めて分煙というか、禁煙地域、またそういう近辺でたばこを吸っている方の取締りの方法も改めて考えることも必要かと、このように思っているわけでございます。

こういう中で、陳情のほうも理解いたしますし、市の取組も大変理解しています。これがまた一つの今後の受動喫煙の方向性の投げかけの場になるのではないかと思いますので、私は今回これについては申し訳ないけれども、賛成させていただくということで申し上げて、終わりたいと思います。

○委員長（麻生紀雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（麻生紀雄君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。陳情第1号・千葉市における誰もが安心・安全に暮らせる街づくりに向けた、たばこ税を活用した環境整備等に関する陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（麻生紀雄君） 賛成多数、よって、陳情第1号は採択送付と決しました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退室願います。

御苦労さまでした。

〔環境局退室〕

年間調査テーマの設定について

○委員長（麻生紀雄君） 次に、所管事務調査の年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じます。

委員の皆様から希望する年間調査テーマについて提案書を提出いただき、御意見等を取りまとめ一覧表を事前にお送りさせていただいております。

しおり17番を御覧ください。

本日は、当委員会の年間調査テーマについて、所管事務調査事項提案一覧表を基に、皆様から提案するテーマ、調査理由について御説明いただいた後に、協議を行いたいと思います。

それでは、一覧表に記載の順にお願いいたします。

まず、渡邊委員から御説明をお願いいたします。

○委員（渡邊惟大君） 私のほうからは、名産品による地域経済活性化の促進についてということ提案させていただきます。

千葉市において、千ブランドをはじめ、千葉市もPRして、千葉市において名産品による地域経済の活性化がなされてきたと思うんですけれども、まだほかにも多くの名産品があるかもしれないので、それを発掘し、全国の多くの方々に千葉市の名産品をもっと知っていただくことができれば、さらなる経済活性化につながる可以考虑しております。

例えば、千葉市と聞いて誰もが思い浮かべるような名産品ができると千葉市全体のPRにもつながると思いますので、このテーマを提案させていただきました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

続きまして、安喰委員、説明をお願いします。

○委員（安喰初美君） 私は、プラスチック分別・再資源化の推進についてというテーマで進

めたいと提案したいと思います。

2027年12月からプラスチックの分別・再資源化の収集が開始されることが決まっておりますけれども、分別・再資源化を進めるに当たっては、やはり市民の皆さんの意識の向上が本当に重要だと考えています。

事業開始までもう一年と少しという短期間しかない中で、どのように効果的に市民の皆さんにプラスチック分別・再資源化の理解をしてもらうかということが課題だと考えております。

先行自治体の取組ですね。どのような取組をしてきたのかということを調査いたしまして、スムーズな事業のスタートにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） 続きまして、蛭田委員、お願いします。

○委員（蛭田浩文君） 私は、スポーツによる地域・経済活性化ということで、まだ方向性が示された状況で、できているわけではないんですけれども、ZOZOマリンスタジアムの建て替えです。ロッテとイオンが協議を進めているという中で、その辺と、あとドーム型に変更が進んでいくような方向が出ているということと、今日の議題にありましたが、アルティエリの新しいアリーナ、これは条件つきで市に寄附されているとなっていますけれども、どちらもものは出来上がっていないのでなかなか難しいところはあるんですけれども、それも含めて地域・経済活性化について1年間できたらということで挙げさせていただきました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

続きまして、阿部委員、お願いします。

○委員（阿部 智君） 私は、調査理由を書いておりませんで、申し訳ありませんでした。口頭でお願いいたします。

私の提案は、脱炭素政策についての検証でございます。

ここに適切など入れておりますが、私、前回の議会の質問でもさせていただきましたが、脱炭素政策を別に否定しているわけではありませんが、それが科学的根拠に基づいたものなのかというのが私は非常に大切だと思っております。

そういうことでございますので、今各地方自治体は脱炭素政策をどんどん推進しているところでございますが、それはきっとファッションみたいな形でやっているところから、きちっとした科学的根拠のある数字に基づいてやっているところと様々でございまして、これは視察等、そして勉強を通して、いいもの、そしてこれはよくないというものを全て見て検証していくことが重要ではないかなと思いますので、提案させていただきました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

続きまして、段木委員、お願いします。

○委員（段木和彦君） 私は、アントレプレナーシップ教育の推進についてを挙げさせていただきました。

千葉市の税収を上げて活性化していく中で、経済成長というのはすごく大切で、そのためにはやはり産業人材をしっかりと育てていかなくてはいけないと考えております。

特に、昨年からチバシティ・イノベーターズ・アカデミーというのが実施されたり、今年は

千葉開府900年記念事業で、高校生のヒューストンへの海外派遣、それからまた国内では、愛知県が設置しますステーション・エーアイにおいての現場体験など、こういったことをどんどん推進して、やはり産業人材を育てていくべきだと考えております。

ひとつくり事業に関しましてはやはり若い世代の方々、千葉市の未来を見据えた人材育成は大変重要なことであると思っておりますので、これを挙げさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

続きまして、櫻井委員、お願いします。

○委員（櫻井 崇君） 私は、交流人口、関係人口の増大による選ばれる千葉市という観光政策について提案いたします。

千葉市は皆さん御存じのように東京圏に属して、東京都に属しているので、皆さん、千葉に泊まらない、素通りしてしまうというところがありまして、なかなかそこは根源的な問題だと思っておるんですけれども、やはり今回アルティアリーですとか、マリンスタジアムだとか、千葉開府900年など、例えば、地球の歩き方に千葉市も選ばれましたけれども、アニメのコンテンツもあるわけなので、そういったほかの自治体との差別化で観光政策を充実させていきたいと考えております。

本当に場所的には、成田空港と羽田空港の中間地点にあって、唯一この辺りでダイヤモンド富士が見られるという利点もありますので、あともう一回言いますと、やはりプロモーションがいかに大事だということだけ力説させていただきますと、皆さんも御存じのように盛岡ですね。ニューヨーク・タイムズの世界で訪れたい場所に選ばれたことで一気に10倍も20倍も増えてきたというのがあります。

私はオーバーツーリズムには抑制をかけなくてはいけないと思うんですけれども、やはり来たい人をちゃんとセレクトしながらも、そのような町を目指していくということで提案させていただきます。

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

続きまして、森山委員。

○委員（森山和博君） 7番目は脱炭素先行地域における取組についてということで、阿部委員と少し重なるところもあるんですけれども、もちろん全体的に脱炭素の取組のことを勉強する、もちろん千葉市以外も勉強するんですけれども、我々千葉市としても脱炭素先行地域に選定された町ですので、グリーン・MICE、グリーン・ZOO、グリーン・レジリエント・コミュニティ、こういう区分けもされていますから、令和5年から令和12年あたりぐらいまでを計画年度とされていることからすると、ちょうど真ん中あたりで立ち上げて、少し動きが見えるところではないかと思っておりますので、2030年度までに千葉市の目指しているところのどこまで進んでいるのか。

阿部委員がおっしゃったようにファッションというか、イメージとかそういう雰囲気だけで進んでいるのではなくて、それももちろん啓発には必要なかもしれませんが、科学的根拠とか、千葉市がそういう町を目指しているのは市民の皆さんにもしっかり知っていただくいい機会になるのではないかと思います。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君）　ありがとうございました。

続きまして、向後委員、お願いします。

○委員（向後保雄君）　私は、やはりまず地域経済の発展なくして千葉市はないと思っているので、経済についての先進事例を視察する必要があるということで、千葉市の4つの資源、オオガハス、千葉氏、人工海浜、そして加曽利貝塚と、開府900年もありますし、これらが起爆剤となって人が訪れる、これからますます来ると考えてはいるんですけども、それとともにプロスポーツチームがあるわけで、そういったスポーツを起爆剤としても、本市に訪れる交流人口を拡大することによって地域経済を活性化させる、そういった先進事例を視察する必要があると思いますので、それを提案させていただきました。

以上です。

○委員長（麻生紀雄君）　ありがとうございました。

それでは、次に、岳田副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岳田雄亮君）　脱炭素は、私が全ての分野で一番関心がなくて、正直苦手な分野ではあるんですけども、一生懸命取り組んでおられる議員もいらっしゃいますし、千葉市も取り組んでいるということで、この間、若葉区の北谷津清掃工場でお祭りがあって、その中には脱炭素のこともやっていたりとか、千葉市が取り組んでいるところで、私も逆の意味で関心を持てるようにできればと思って、選ばさせていただきました。

○委員長（麻生紀雄君）　ありがとうございます。

最後に、私のほうから御説明させていただきます。

ここ数年、所管事務調査は経済農政局が多かったということでございまして、私も環境という立場で今回提案させていただきます。

行政から民間へ広げる脱炭素ドミノの加速化調査ということで、市有施設のCO₂排出ゼロが今年度の見込みでございますので、その成果を市内中小企業、住宅へと波及させる仕組みについて調査したいと考えております。

市有施設の脱炭素化というのは、行政の実績で市内全体のカーボンニュートラルにどうつなげるかを検証する。特に市が独自に進める独自のエネルギー管理システムの知見や、独自の脱炭素支援制度の活用状況を調査したいと考えております。

そして、また中小企業へのアプローチということで、2024年に創設されました千葉市脱炭素推進パートナー支援制度の登録状況や、市内中小企業への融資優遇や補助金といったインセンティブが十分に機能しているのかということの調査でございます。

また、住宅の脱炭素化ということで、これは私は、他市に比べて千葉市はあまり民間に対して補助ができていないと感じておりまして、ZEHや家庭用蓄電池、太陽光発電の普及に向けた個人向けの支援の在り方を調査したいと考えております。

そして、波及効果としましては、市有施設の共同購入や自己託送で得られたノウハウを、工業団地や商業エリアなど民間センターでどう展開するかということ进行调查して、最後には提言したいというような提案をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、各委員の御提案等を踏まえまして、今期委員会で調査したいと思われるテーマがありましたら、御意見等をお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

か。

一応今、脱炭素とスポーツが同じぐらい来ておりますけれども、またそこは正副で検討させていただいて、回答させていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（麻生紀雄君） そうしましたら、ただいまの協議を踏まえて正副委員長で検討しますので、テーマ設定、活動計画等については、正副委員長に御一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（麻生紀雄君） ありがとうございます。

それでは、テーマが決まり次第、委員の皆様に御報告させていただきたいと存じます。

なお、決定した年間調査テーマにつきましては、23日火曜日の本会議で委員長が報告することとなっておりますので、御了承願います。

委員会視察について

○委員長（麻生紀雄君） 最後に、委員会視察について御協議を願います。

〔協議・決定〕

（視察日程は10月21日（水）から10月23日（金）までと決定）

（視察市及び調査事項は正副委員長に一任）

○委員長（麻生紀雄君） 以上で、委員会視察についての協議を終わります。

以上で環境経済委員会を終了いたします。本当に長時間、また昼を挟んでしまいまして申し訳ありません。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午後0時51分散会